

【 宇治市生涯学習センターの使用料 】
(単位:円)

使用時間		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
施設名	定員	9時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9時～ 17 時	13 時～ 22 時	9時～ 22 時
第1ホール	200 名	7,300	9,700	11,700	15,600	19,300	23,300
第2ホール	72 名	4,800	6,600	7,800	10,500	13,000	15,700
第3ホール (全面)	48 名	4,000	5,400	6,600	8,600	11,000	13,200
第3ホール (部分)	24 名	2,000	2,700	3,300	4,300	5,500	6,600
第1会議室	16 名	1,500	2,000	2,300	3,200	4,000	4,700
第2会議室	16 名	1,300	1,800	2,200	2,800	3,600	4,300
調理実習室	24 名	3,000	4,100	4,800	6,500	8,000	9,700
創作室	24 名	2,300	3,100	3,700	5,100	6,200	7,600

備 考

- 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、この表に定める額に 10 分の3を乗じて得た額を加算する。
- 冷房又は暖房の実施時期は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 冷房 6月 15 日から9月 30 日まで
(2) 暖房 11 月 20 日から翌年3月 31 日まで
- 土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう）において使用する場合は、この表に定める額に 10 分の3を乗じて得た額を加算する。
- 使用者が入場料その他の料金を徴収する場合及び営業の宣伝その他の営利の目的をもって使用する場合は、この表に定める額（前項の規定の適用がある場合は、同項の規定により算定した額）に1を乗じて得た額を加算する。
- 使用時間の延長は、1時間を限度とし、延長時間が 30 分を超えた場合は、この表に定める額（前々項の規定の適用がある場合は、これらの規定により算定した額）に 10 分の3を乗じて得た額を加算する。ただし、午後 10 時以降の時間の延長は認めない。
- 第1項又は第3項の規定により算定した額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

【 附属設備使用料 】

施設の 区分	備品の名称		単位	使用料	摘要
第1ホール	音響装置		1式	1回につき 800 円	オーディオミキサー コンパクトディスクプレーヤー ミニディスクプレーヤー カセットテープレコーダー
	映像装置	テレビジョン	1式	1回につき 6,200 円	
		ビデオテープレコーダー			
		デジタルビデオディスクプレーヤー			
		8ミリビデオテープレコーダー			
		レーザーディスクプレーヤー			
		書画カメラ			
	照明設備	フロントサイドスポットライト	1式	1回につき 1,800 円	
		ボーダーライト	1式	1回につき 1,200 円	
	ピアノ		1台	1回につき 2,500 円	調律料を除く
第2ホール	音響装置		1式	1回につき 600 円	拡声、録音、再生
調理実習室	調理台		1台	1回につき 700 円	消耗品を除く
創作室	工作台		1台	1回につき 500 円	消耗品を除く
	多目的テーブル		1台	1回につき 500 円	消耗品を除く
	画架		1式	1回につき 100 円	消耗品を除く
	七宝電気炉		1式	1回につき 300 円	消耗品を除く
その他	音響装置		1式	1回につき 600 円	拡声、録音、再生
	可搬式液晶プロジェクター		1式	1回につき 1,000 円	
	オーバーヘッドプロジェクター		1式	1回につき 300 円	
	展示用パネル		1枚	1回につき 50 円	

備 考

- 附属設備の使用回数は、条例別表の使用時間の区分に応じ、午前、午後又は夜間の区分における使用をそれぞれ1回と、午前・午後又は午後・夜間の区分における利用をそれぞれ2回と、全日の区分における使用を3回として計算する。
- 使用時間を延長する場合において、当該延長の時間が 30 分を超えるときは、この表に定める額に 10 分の3を乗じて得た額を加算する。
- 前項の規定により算定した額に 10 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

◆センター使用のご案内

【申込みの受付時間】

月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 28 日から翌1月3日を除く）までの午前9時から午後5時まで。

【使用の申込みなどの手続】

- 下記の申請期間に直接センターへ「宇治市生涯学習センター使用許可申請書」を提出し、「宇治市生涯学習センター使用許可書」の交付を受けてください。
①第1ホールと、第1ホールと併せて使用する施設 使用する日の1年前から 15 日前まで
②第1ホール以外の施設 使用する日の6ヶ月前から 3 日前まで
- 許可を受けた内容を変更する場合や取り消す場合、あるいは特別な設備を設ける場合は、所定の申請書を提出し、事前に許可を受けてください。（先に交付を受けた「許可書」を持参してください）
- 電話での受付はできませんが、施設の空き状況をお答えすることは可能です。また、音楽演奏等、大きな音を出しての使用が想定される場合は、申込みの前に必ず相談してください。
- 使用時間は、準備から片付け搬出まですべての時間を含めてください。
- 申込みは先着順で受付します。ただし、午前9時の時点で申込みが重なった場合は、抽選となります。
- 使用の当日は、「許可書」を2階事務室窓口でお示しください。

【使用許可・使用料】

使用許可を受ける際は、別表の使用料を納付して、許可書を受け取ってください。（すでに納付された使用料は、規則で定められている場合を除き、お返しすることはできません）

【使用期間の制限】

3日を超える連続使用はできません。

【使用の権利の譲渡等の禁止】

使用の許可を受けた施設を使用目的以外に使用したり、使用の権利を譲渡転貸したりすることはできません。

【原状回復】

使用終了後、ただちに設備器具等をもとの位置に戻し、後片付けをして点検のうえ、事務室へ「使用報告書」を提出してください。

////////////////////

詳しくはお気軽に宇治市生涯学習センターへ
TEL 0774-39-9500